

## アマチュア局再免許申請書（特例様式）

年 月 日

北海道総合通信局長（注1）殿

収入印紙をはるところ

**3,050円**

（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格A列4番の用紙にはってください。）

（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を 引き続き 運用したいので 申請します。

（無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。）

## 記

## 1 申請者（注2）

住 所	〒（ - ）
	国籍（外国人のみ記載） [ ]
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

## 2 電波法第5条に規定する欠格事由（注3）

電波法又は放送法に基づく処分歴等（法第5条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------------------------	---

## 3 免許に関する事項（注4）

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	
③ 免許の番号	A第 号
③ 免許の年月日	年 月 日
⑤ 希望する免許の有効期間	<input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 年 月 日まで（5年未満の希望する日）
⑥ 備考	

## 4 電波利用料の前納（2年目以降の前払）（注5）

① 電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（毎年納付）
② 電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（5年分納付）。 <input type="checkbox"/> 3年（4年分納付） <input type="checkbox"/> 2年（3年分納付） <input type="checkbox"/> 1年（2年分納付）

## 5 申請の内容に関する連絡先

氏 名	フリガナ <input type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

備考 この様式は、人工衛星局等のアマチュア局でないもの及び無線局事項書及び工事設計書の添付を省略するものに限り使用することができる。

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。
- (3) 申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるもの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、法第5条第3項に規定する欠格事由（電波法又は放送法に基づく処分歴等）の有無について、該当する□にレ印を付けること。

4 3の欄は、次によること。

- (1) ⑤の欄は、該当する□にレ印を付けること。5年未満の免許の有効期間を希望する場合は、その期間を記載すること。
- (2) ⑥の欄は、次によること。
  - ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
  - イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 4の欄は、施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納について、次により記載すること。

- (1) ①の欄は、電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。
- (2) ②の欄は、①の欄が「有」に該当する場合は、電波利用料の前納に係る期間について記載することとし、無線局の免許の有効期間のうち該当する□にレ印を付けること。

6 無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。